

議会改革検討委員会による答申のあらまし

1 議長からの諮問事項（議会改革検討委員会の検討項目）

- (1) 議会の組織と運営の改革に努める
- (2) 市議会の持つ権能を最大限に発揮し、政策提言及び監視機能の強化に努める
- (3) 市民への情報提供を積極的に推進する
- (4) 緊急時における議会と議員の役割について調査・検討する
- (5) 上記(1)から(4)以外の必要事項について

2 答申方法

議会改革検討委員会において全会一致した事項のみを答申

3 答申回数

2回（平成24年11月12日中間答申、平成25年3月28日追加答申）

4 答申概要

- (1) 議長からの諮問事項(4)に関し、実施することについて意見が一致した事項（平成24年11月12日中間答申）

ア 緊急時における議会と議員の役割について

- (ア) 議員の体制に関すること

市議会に市災害対策本部とは別組織である災害対策支援本部を設置するものとし、設置要綱を制定すること。

※ 三鷹市議会災害対策支援本部設置要綱（案）を添付

- (イ) 情報の収集・提供に関すること

災害時における市議会議員の行動マニュアル等を作成すること。

※ 三鷹市議会災害対策支援行動マニュアル兼チェックリスト（案）及び三鷹市議会議員災害対応フロー図（案）を添付

- (ウ) 議会事務局職員の位置づけについて

市議会災害対策支援本部の設置に際して、執行機関側と要員配置について必要な調整を行うこと。

- (エ) 災害復興計画の議決事件への追加について

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、災害復興計画を議決事件に加えることについて検討すること。

- (オ) 市議会の防災訓練実施について

必要に応じ市議会の防災訓練を実施し、設置要綱及びマニュアル等で定める対応の実効性を確保すること。

(2) 議長からの諮問事項(2)に関し、実施することについて意見が一致した事項
(平成25年3月28日追加答申)

ア **政務調査費に関すること**

政務調査費に係る使途基準の一部を見直すこととともに、政務活動費への名称変更等も含めた三鷹市議会政務調査費に関する取扱い要領の一部改正を行うこと。

※ 三鷹市議会政務調査費に関する取扱い要領の一部を改正する要領（案）及び三鷹市議会政務調査費に関する取扱い要領新旧対照表（案）を添付

イ **議員研修に関すること**

議員と議会の研修の改善。個別の研修課題について全議員を対象に集中研修会を行うこと。